

## 1 介護機関の指定申請と変更等届出について

○介護事業者が生活保護を受けている方に対し介護サービスを提供する場合は、事前に生活保護法の指定介護機関として、指定を受ける必要があります。平成 26 年 7 月に生活保護法が一部改正され、改正後新たに開設した事業所については、介護保険法の指定により、生活保護法はみなし指定を受けることとなりました。ただし、26 年 6 月以前に開設し介護保険法の指定を受けている事業所のうち、生活保護法の指定を受けていない事業所が、新たに指定を受けようとする場合については、従前どおり、指定申請が必要となります。

○次の申請・届出一覧をご覧ください。指定介護機関は、みなし指定の事業所も含め、介護機関の名称・所在地の変更、管理者の変更等がある場合、介護保険法とは別途に、生活保護法に基づく届出が必要となります。

### 【申請・届出一覧（平成 26 年 7 月 1 日以降）】

届出等の種類	届出等を要する事由
指定申請	○新たに生活保護法の指定を受けようとするとき。 ※開設日が平成 26 年 7 月 1 日以降の事業所は、みなし指定のため、申請不要です。
変更届	○開設者の住所・氏名・生年月日，法人の場合は法人名称・主たる事務所の所在地に変更があったとき。※法人の代表者のみ変更の場合は届出不要です。 ○事業所の名称・所在地・住居表示に変更があったとき。 ○管理者の住所・氏名・生年月日に変更があったとき。
廃止届	○介護機関を廃止したとき。 ○法人変更等により，介護保険課へ旧介護機関の廃止届を出したとき。 ※みなし指定日が平成 26 年 7 月 1 日以降の事業所の廃止については、届出不要です。
休止届	○介護機関が休止したとき。
再開届	○休止していた介護機関を再開するとき。
処分届	○他法による処分を受けたとき。
辞退届	○介護保険法の指定は継続し，生活保護法の指定を辞退するとき。 (30 日以上の予告期間が必要です。)

※変更・廃止・休止・再開・処分届は 10 日以内に届出してください。

※届出様式は高知市ホームページからダウンロードすることもできます（高知市ホームページ→組織できがす→福祉管理課→指定医療機関・指定介護機関用各種様式→各種申請書様式集からダウンロードしてください）。

## 2 H501 該当者について

○介護保険第 2 号被保険者(40～64 歳、社会保険加入者)のうち特定疾病該当者については、介護サービスを利用できますが、生活保護受給者の場合、社会保険未加入の方が多く、介護保険の対象外となります。

○そこで生活保護制度においては、40～64 歳（社会保険なし、特定疾病該当者）の方については、介護扶助の一環として、福祉事務所が要介護認定等を行い、介護保険と同様の介護サービスを利用できることとしています。福祉事務所が要介護認定した方の被保険者番号は「H501」で始まる 10 桁の番号となります。介護報酬の請求については介護サービス費の全額（10割）を国保連合会へ請求していただくこととなります。

### 3 介護券の交付とケアプランの提出について

○生活保護受給者の介護報酬を国保連合会へ請求する際には、福祉事務所が交付する「介護券」が必要です。請求の際には介護券の内容を確認し、受給者番号等必要事項を正しく転記し、請求を行ってください。

○居宅系サービス利用の方の介護券については、ケアマネジャー（居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、高知市地域高齢者支援センター等）から提出されたケアプランをもとに交付処理を行っています。介護券が届かない等がありましたら、ケアマネジャーにケアプランの提出について、ご確認いただくようお願いいたします。

○なお、ケアマネジャーから福祉事務所へのケアプランの提出については、秘密保持義務解除のため、あらかじめ本人から同意書の提出を受けることとしています。同意書は福祉事務所宛と居宅事業所等宛と2種類あり、各々で保管します。

### 4 本人支払額について

○生活保護受給者については、年金等の収入に応じて、介護扶助費の一部を本人負担とする場合があります（「本人支払額」といいます）。福祉事務所から本人支払額の決定・変更等について通知があった場合は、その額を本人から徴収することとさせていただきます。国保連合会へ請求の際は「公費分本人負担」欄へ徴収額を記載することで、徴収額を除いた金額を国保連合会へ請求することになります。

### 5 障害者総合支援法等他法活用について

○生活保護制度においては他の法律や他の施策を優先的に活用することが原則となっています。

○介護保険の1・2号被保険者については、介護保険を活用し、残りの利用者負担分（1割）を生活保護の介護扶助で賄います。

○H501該当者については、障害者施策（障害者総合支援法による給付等）を優先的に活用し、不足する分を介護扶助で賄います。障害者手帳を所持している方、あるいは自立支援医療や指定難病に該当する方なども、障害サービスの対象となる可能性があります。ヘルパー、デイサービス、福祉用具の利用等、障害サービスが活用できているか、介護扶助との優先順位が正しいか、適宜確認をお願いします。なお、H501該当者が障害サービスと介護扶助を併用する場合は、それぞれの利用額を合算し、介護保険法による利用限度額内となるよう調整が必要となります。

### 6 プライバシー保護について

○生活保護受給者も含め、利用者のプライバシーの保護については十分な配慮をお願いします。特に事業主の方については、従業員に対して、その業務上知り得た利用者や家族の秘密保持について、雇用契約時に取り決めを行う等、必要な措置を講じていただくようお願いいたします。また、退職後の秘密保持に関しても同様に、秘密保持に必要な措置をよろしくお願いします。

【担当課】高知市福祉事務所 福祉管理課  
介護扶助担当 川越・橋本  
電話 088-823-9444